

令和8年度「ものづくり体験教室・工場見学」の企画・運營業務委託に係る
企画提案募集要領

東京都職業能力開発協会

1 事業概要

(1) 目的及び概要

小中学生及びその保護者に対して工場見学とものづくり体験を通じて、ものづくり産業への理解を深め、将来の職業として考えるきっかけをつくる。

(2) 運営方法

東京都職業能力開発協会（以下「協会」という。）は、東京都から本事業に係る経費の補助を受けており、その一部の業務について協会から民間事業者へ委託する。

(3) 履行場所

協会が指定する場所

(4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで

2 提案を募集する業務

提案を募集する業務の概要は、別紙仕様書のとおりとする。

なお、事業者選定は企画提案方式とし、協会は優れた提案があった民間事業者へ本業務を委託する。

3 事業実施における前提条件

(1) 想定される事業費

1,200万円以下

※上記金額には、消費税を含むこととする。

(2) 一括再委託の禁止

この契約について、委託業務内容の全部又は主要な部分を一括して第三者へ委託することができない。ただし、あらかじめ協会の了承を得たときはこの限りではない。

(3) その他事業に関する前提条件等

別紙仕様書のとおり

4 提案を求める主な項目

(1) 見学・体験先の選定

(2) 見学・体験内容の策定

(3) PR・募集方法

(4) 安全管理

(5) 実施体制

(6) 事業実績

(7) スケジュール

(8) 経費見積書

5 応募資格

- (1) 東京都の令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、営業種目「120」
催事関係業務に登録があり、「A」、「B」又は「C」に格付けされている者
- (2) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力
団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61
財経庶第922号）別表1号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成
員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でない者
※東京都暴力団排除条例
https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html
※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱
http://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20220808085120_1.pdf
- (3) 東京都の令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、指名停止期間中では
ない者

6 審査対象からの除外要件

以下の要件に該当した場合、提案審査の対象から除外する。

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 上記5応募資格を満たさなくなった場合
- (4) その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

7 委託事業者の選定

(1) 選定方法

企画提案参加事業者から提出された企画提案の内容等を総合的に判断して決定する。

(2) 参加事業者の選定

協会が設置する指名業者選定委員会において、企画提案参加申込書類に基づき、上記
5に掲げる応募資格を満たしているか否かを審査し、企画提案方式に参加する事業者を
選定する。

(3) 評価委員会の設置及び審査（評価）方法

協会が設置する「ものづくり体験教室・工場見学業務委託に係る事業者評価委員
会」（以下「評価委員会」という。）において、提出された企画提案書及びプレゼンテ
ーションの内容について、各評価委員が別添、評価基準の審査項目ごとに評価する。

なお、各評価委員の評価の合計点の平均が満点の60%に満たなかった場合は、事業
者選定の対象外とする。また、評価委員会は非公開とし、選定内容に係る質問や異議
は一切受け付けない。

(4) 選定事業者数

今回の募集にあたっては、一社を選定する。

8 スケジュール及び提出書類について

(1) 企画提案参加申込期間

令和8年6月24日(水)から同年6月30日(火)16時まで

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加希望書（別紙様式1）

(イ) 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格受付票」の写し又は上記5応募資格(1)に該当する契約実績を証明するものの写し（請書の写しなど）

(ウ) パンフレット等会社の概要が分かる資料

(2) 企画提案に参加する事業者への通知

協会において(1)の提出書類を審査（書面審査）し、企画提案に参加する事業者へ令和8年7月6日（月）頃までに通知する。

なお、参加希望が多数の場合は、協会ですら5社程度を選定する。

(3) 仕様書及び募集要項等に関する質問

企画提案参加事業者は、以下アの期間内に限り、eメールにて質問を行うことができる。

なお、事業者間の公平を確保するため、提案内容に関わる事項については、eメール以外での質問は一切受け付けないものとする。

ア 質問受付期間

令和8年7月6日（月）から同年7月10日（金）16時まで

イ 質問への一斉回答

受け付けた全ての質問及び回答は、eメールにて令和8年7月14日（火）17時までに全ての企画提案参加事業者に回答する。

(4) 企画提案に係る提出書類

ア 提出期限 令和8年7月28日（火）12時まで

イ 提出書類

(ア) 企画提案申請書（別紙様式2）

(イ) 企画提案書

※1 様式は任意とするがサイズはA4判とする。

※2 企画提案書の他に、企画提案書を補完する参考資料（ページ数は任意とする）を添付しても差し支えないが、企画提案事業の説明（プレゼンテーション）は企画提案書に基づき実施すること。

(ウ) 注意事項

- ・ (イ)の企画提案書は1つのファイルにまとめた上、PDF化したデータを提出すること。
- ・ (イ)※2の参考資料を提出する場合は、企画提案書とは別ファイルとし、参考資料を1つのファイルにまとめた上で、PDF化したデータを提出すること。
- ・ 審査の公正を期すため、(イ)には社名やロゴマーク等提案者を特定できるものや社名を推測できる記載を入れず、協会が指定する事業者名表記（A社、B社、C社、…等）を使用すること。

※ 塗りつぶし加工をしてもPDF上文字データとして認識できることから、必ず協会が指定する事業者名表記に置き換えて作成すること。

- ・ (イ)に使用する事業者名表記は、書面審査の結果通知と併せて通知する。
- ・ (イ)の企画提案書には、表紙及びページ番号を付すこと。

- ・ 提出書類の再提出は、上記アの提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的な差し替えは認めない。
- ・ 企画提案書等の応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- ・ 提出期限を過ぎての提出書類の受付は行わない。
- ・ 提出期限までに提出しなかった者は、辞退したものとみなす。
- ・ 企画提案書の作成にあたって、第三者の著作権、特許権、意匠権、商標権等に抵触する恐れのあるものは、事業者の責任において適正な処理をすること。
- ・ 企画提案内容については、公序良俗に反しないものとし、人権等に配慮すること。

ウ 提出先

電子メールにて下記のアドレスに提出すること。

提出先アドレス：noukai-soumu@tokyo-vada.or.jp

東京都職業能力開発協会 能力開発部 総務課 宛

エ 参加辞退

別紙様式1「希望票」の提出を行った事業者で、企画提案の参加を辞退する場合は、別紙様式3「企画提案参加辞退届」を上記アの提出期限までに上記ウの提出先アドレス宛てに電子メールで提出すること。

(4) 企画提案事業の説明（プレゼンテーション）

ア 日時 令和8年8月4日(火)予定 ※集合時間は別途通知します。

イ 場所 東京都職業能力開発協会 A会議室

ウ 所在地 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

エ 注意事項

(ア) 提案内容の確認等を行うため、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。実施時間等については別途、個別に連絡する。

(イ) 出席者は4名以内とし、企画提案書に記載された本業務の現場責任者が必ず同席すること。

(ウ) プレゼンテーション当日に新しい資料等の提出は受け付けない。

(5) 受託予定者決定の通知

令和8年8月上旬（予定）

(6) 委託契約の締結時期

令和8年8月上旬（予定）

(7) 委託事業の開始時期

令和8年8月上旬（予定）

ただし、本業務を円滑に遂行するために必要な準備行為については、協会と協議の上、受託予定者の負担のもとに、上記(5)の受託予定者決定通知以降、実施可能とする。

(8) その他

ア 企画提案の応募に係る費用は、応募する事業者の負担とする。

イ 提出書類は返却しないので、あらかじめ写しを取る等の対応をすること。

9 選考評価のポイント

(1) 仕様書に基づく提案内容の適合性

- ア 事業目的・対象者に即した見学・体験が実施できるか。
- イ 対象者に確実に情報が届き、参加意欲を高めるための広報・募集方法が盛り込まれているか。
- ウ 工場見学・体験先との連携体制が整備できるか。
- エ 安全対策及び保護者対応方法が具体的か。

- (2) 費用の整合性
項番3(1)で示された想定される事業費を超えていないか。
- (3) 事業の実績
同内容又は類似のイベント等を実施した実績があるか。
- (4) 経営状況
- (5) 個人情報保護・法令遵守

1 0 受託予定者の責務

- (1) 選定された受託予定者は、別途協会との間で委託契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、採用された応募書類の内容について(スケジュールなど)、協会はその提案の一部を受託予定者との協議により修正できるものとする。

1 1 その他

- (1) 受託予定者決定の取り消し
本業務を受託する事業者として選定された場合であっても、業務委託契約の締結時点で上記5に掲げる応募資格を満たさなくなった場合には契約の締結は行わず、当該事業者の受託予定者決定を取り消すものとする。
- (2) 委託料の支払い方法
年間1回払いとする。契約期間内に実施するすべての見学・体験に係る契約内容について、協会による確認が完了した後、受託事業者から提出された請求書に基づき、協会が支払う。
- (3) 委託契約の解除について
協会は、受託事業者が本契約内容の履行を怠った場合、又は、本事業受託期間中において、受託事業者に起因する不祥事が発生した場合は、委託契約期間の途中であっても契約を解除することができる。

[連絡先]

本募集要領の内容に関する問合せ先

東京都職業能力開発協会 能力開発部 総務課 庶務係

東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階

T E L : 03-6631-6050

E-mail : noukai-soumu@tokyo-vada.or.jp